

# 法科大学院で学ぶ

～法律家になろうと考えている方へ～





## CONTENTS

はじめに	1
法律家の役割	2
法律家への「プロセス」	3
法科大学院出身の 若手法律家からのメッセージ	4
法科大学院で学ぶ意義 ～教員の立場から～	9
法科大学院出身者の活躍 ～職場の先輩から～	12



# はじめに

このパンフレットを手にとりいただき、ありがとうございます。

日本の司法制度の大きな転換点となった司法制度改革によって、法科大学院制度が生まれてから10年がたちました。司法制度改革は、法の支配の理念にもとづき、人々の権利が適切に守られる、自由かつ公正な社会をつくることを目指すものであり、その担い手として、専門的な法律知識に加え、豊かな人間性、責任感・倫理観などを備えた多くの法律家を養成する必要があります。法科大学院では、現役の法律家を含む経験豊かな教員による少人数の密度の濃い教育や学生が互いに競い励ましあうことを通じて、このような能力・資質を養い、将来にわたって社会の期待にこたえることができる法律家を養成しています。これまでに1万5000人以上が法科大学院を修了して司法試験に合格し、様々な分野で法律の専門家として活躍しています。

みなさんの中には、法律家の仕事に関心をもち、あるいは、法律家になってみたい気持ちを抱きながら、法科大学院について昨今様々な問題点が指摘されていることを耳にし、法科大学院へ進学することをためらっている方がいるかもしれません。現在、わたしたち内閣官房法曹養成制度改革推進室では、関係諸機関と協力して、法曹養成制度の改善方策を検討しています。とりわけその中核である法科大学院は、法曹養成のための専門職大学院として、修了者の多くが司法試験に合格し、期待される法律家となれるよう、教育を充実させることが重要課題であり、学びたいという意欲のある誰もが法科大学院で学べる体制の整備を目指しています。

わたしたちは、多くの方が法科大学院に入学して法律家への扉を開けてほしいという思いからこのパンフレットを作りました。法科大学院を修了した若手の法律家、法科大学院の教員、さらには法科大学院修了者と同じ職場で働く方がみなさんにメッセージを寄せ、法科大学院に進学するまでの道のり、法科大学院での教育内容、法科大学院で学んだことの意義、法科大学院を修了した後の活躍ぶりなどを紹介しています。先輩たちからのメッセージに触れて、一人でも多くの方が法科大学院の魅力を知り、法律家として社会に貢献する道を進んでいただけたら幸いです。

内閣官房 法曹養成制度改革推進室

# 法律家の役割

社会の中で起こる様々な紛争や事件を公正に解決し、あるいはルール違反に対する処罰を適正な手続のもとで実現するためには、法律家の活躍が欠かせません。従来は、「法曹」と呼ばれる裁判官、検察官、弁護士が主として法廷での裁判などの場を通じてこのような役割を果たすことが想定されていました。

しかし、法律家の活躍が求められるのは、裁判の場には限りません。個人や企業等の活動に関わる幅広い分野で生じる様々な問題について法的サービスを提供するなど、法律家に期待される役割は、もっと広がりのあるものです。また、近年は、たとえば、企業、地方自治体、政府の省庁などで法律の専門知識をいかして働くという形でも、法律家の活躍の場は広がっています。

## 裁判官

裁判官は、裁判所に持ち込まれた様々な事件（大きく分けて、主に私人同士の紛争を扱う民事の事件と、犯罪の有無とその処罰について判断する刑事の事件があります。）について、公平中立な立場から当事者の主張を聞き、証拠を調べて事実を明らかにし、法律を適用して公正な結論を導きます。市民の権利の実現から複雑で高度な企業間の紛争の解決、あるいは裁判員裁判が行われる重大な刑事事件の審理まで、裁判官は、法律と良心のみに従って独立して判断することで司法手続の中で大きな役割を果たしています。



## 検察官

検察官は、刑事事件について、公の利益の代表者として、犯罪の捜査や起訴・不起訴（裁判にかけるかどうか）の判断を行い、裁判では犯罪事実を立証して適正な刑罰の適用を求めるなどの役割を果たします。検察官は、基本的人権を尊重し、適正な手続で捜査を進め、罪を犯した者に対する適正な処罰を求めることで社会の安全を守る責任を担っています。



## 弁護士

弁護士は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という使命にもとづき、紛争等の発生を未然に防止するべく、法的助言などの法的サービスを行い、紛争や事件が発生した場合は、民事事件では依頼者の代理人として、刑事事件では被疑者・被告人の弁護士として活動します。また、これ以外にも、弁護士は、人権の擁護や社会正義の実現のため、様々な公益活動を行っています。そして、その法律の専門知識をいかして政府や地方自治体の職員あるいは企業内弁護士として活動する弁護士や、様々な事情で法的な援助を求めることができない人たちに対して積極的に手を差し伸べるなど、更に幅広い活動を行う弁護士が増えています。



## 法曹以外の立場で法律の知識をいかして活躍する人たち

行政や企業には、司法試験に合格後、法曹以外の立場で、法律の専門知識などをいかして法令の立案や契約審査、コンプライアンスなどの分野で活躍する人もいます。





# 法律家への「プロセス」

現在の、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度において、法科大学院はその中核として位置づけられています。法科大学院では、法曹を目指す人が法律に関する幅広い知識、実務の基礎、豊かな人間性などを養い、将来の法曹として必要な能力を身に付けることが期待されており、研究者教員だけでなく実務家教員も一緒になって、法理論と実務のつながりを意識した専門教育が実施されています。

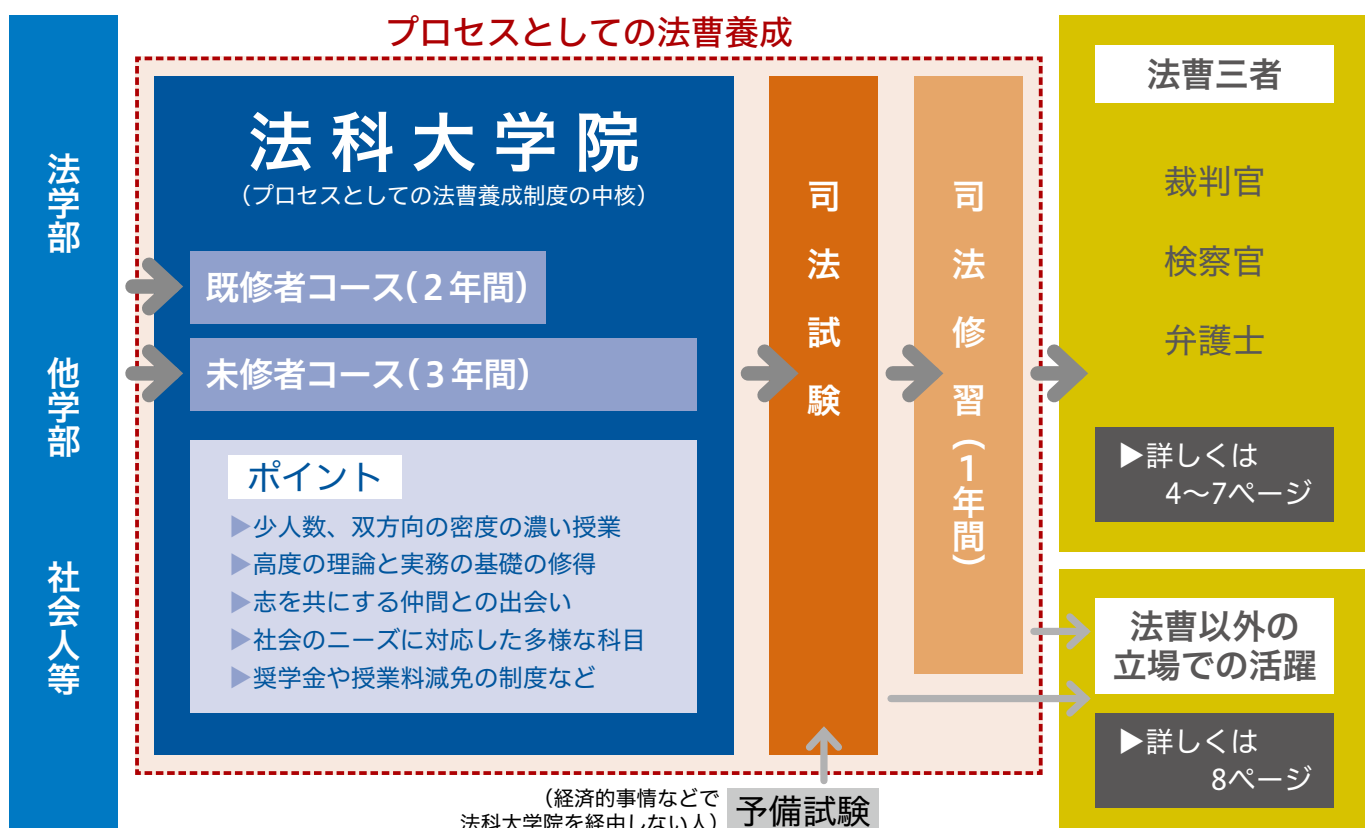
法科大学院を修了すると、「法務博士（専門職）」の学位が授与されるとともに、司法試験の受験資格を得ることができます。司法試験では、法科大学院での教育内容を踏まえ、法曹になろうとする者に必要な学識と能力が判定されます（司法試験は、法科大学院修了後から5年間受験できます）。

司法試験合格後、最高裁判所の下に設けられた司法研修所と各地の裁判所・検察庁・弁護士事務所で、実務修習を中心とした1年間の司法修習を受け、司法修習を終了すると、裁判官、検察官又は弁護士となる資格を得ることができます。司法試験合格後に、法曹以外の立場で法律の専門知識をいかして活動する人もいます。

法科大学院に進学するために、大学の法学部を卒業している必要はありません。法学以外の分野を学んだ他学部出身者も法科大学院で学んでいます。また、様々な社会人経験を積んだ人が法科大学院に進むことも期待されています。さらに、学部の成績が優秀である場合には、法科大学院への飛び入学制度や大学の早期卒業制度を利用して、学部入学から最短3年で法科大学院に進学することもできます。

法科大学院での教育期間は原則3年間ですが、各法科大学院が実施する試験によって法律学の基礎的な素養があると認められた場合は、2年間で修了することが可能です（3年間の教育課程を「未修者コース」、2年間の教育課程を「既修者コース」と呼んでいます）。

なお、経済的事情などの理由で法科大学院を経由しない人も、司法試験予備試験に合格すれば司法試験の受験資格を得ることができます。



平野 望 (ひらの のぞむ)

名古屋地方裁判所・家庭裁判所判事補



## 法科大学院で築いた 裁判官としての基礎

### ■研究者と実務家が力を合わせて教育する法科大学院を選択

私が大学の法学部に入った当時は、法科大学院設立準備の真っただ中で、社会を支えるより良い法律家をどのように育てるかについて、本気で議論がされていました。私は、第一線の法律研究者、裁判官、検察官、弁護士、さらには金融実務家等が、力を合わせて学生を法律家に育てていく法科大学院に魅力を感じ、法律家を目指すことにしました。

### ■法科大学院で実務家の考え方を身につける

法科大学院では、教員と学生との問答を通じて議論が進められ、教員からは判例等を素材に厳しく突っ込んだ質問もされるため、予習等を十分に行うだけでなく、口頭での表現能力も磨く必要がありました。思い出に残るカリキュラムは多々ありますが、判例のリサーチを踏まえて弁護士としての意見書等を作成する課題を与えられた際には、相手チームの手の内を探りながら夜を徹して起案に励んだり、グループワークを通じ、チームとして仕事を学ぶ手法を学んだり、また、模擬裁判で裁判長として法廷を主宰するため必死に関連する手続法を頭に入れて準備したことなどが印象的です。当時、司法制度改革推進本部の「裁判員制度・刑事検討会」の座長を務められていた井上正仁教授のゼミで、これからの刑事司法について熱い議論を繰り広げたことも、忘れることができません。裁判官教員等による民事実務科目の授業では、権利の発生等に必要の主要事実、その証明に必要な証拠の収集方法、証拠から事実を認定する手法を学ぶことができました。

司法試験に向けては、友人とのゼミ形式で答案を検討し合っ、対策を行いました。たくさんの友人と夜遅くまで図書館で勉強し、夕食時にも試験の勉強法や答案の書き方について相談し合うなど、切磋琢磨することを通じて、互いを高め合うことができました。また、法科大学院では、法学部と

比べて研究者、実務家との距離が近く、懇親会も頻繁にあり、その仕事に対するスタンスや人生観に触れることができたのも、貴重でした。

### ■先例のない分野で道を切り開く力

私は、いずれの進路を選ぶかに悩み、最終的には、公正中立な立場から自分が正しいと思う判断をすることができる裁判官を選びました。進路を決めるに当たり、法科大学院でお会いすることができた先輩方からも真摯なアドバイスを頂き、同じ悩みを抱える法科大学院時代の友人とも本音で語り合うことができました。法科大学院でこのような方々と出会えたことに、今でもとても感謝しています。

法科大学院の2年間で法律家としての総合的な基礎を養うことができたことは実務でとても役に立っています。

裁判の現場では、日々新たな問題も生じることから、判例等の規範が直接当てはまらない事案も少なくありません。法科大学院で、判例等を十分にリサーチし、その背後にある思考過程や法理まで探り、複数の判例等の射程を踏まえ将来におけるバランスのとれた解決法を考える力を養うことができた点は、今でも大きな財産です。また、裁判所では、困難な事件については、3名の裁判官同士で納得のいくまで合議を行い、あるべき解決法を探っていくのですが、法科大学院で習得した議論の手法や、要件事実、事実認定等の裁判実務に直結する科目で学んだことは、そこでも役立っています。

近年では、法律の分野でも専門化が進み、様々な分野にまたがる事件も増え、実務に就いてから、学生の頃には考えてもみなかった分野の事件を扱うことも少なくありません。授業やゼミを通じ、第一線の専門家から、企業買収、金融、税金、国際商取引、情報通信、労働問題、環境問題等について学び、様々な専門分野に触れるとともに、新しい分野に切り込んでいく時のノウハウのようなものを習得したことは、将来にわたっても必ず生きると確信しています。

### ■法律家としての視野を広げる

また、法律の背景にある社会の実情や倫理の問題を理解し、視野を広げることも、他人の人生に直接関わる仕事をする上で大切です。法科大学院で法学以外の社会科学の分野にも触れたこと、とりわけ生命倫理の授業で医療等を取り巻く命の問題を具体的な事例を通じて検討した経験は、東京地裁で医療事件を主に扱う医療集中部に所属した際に役立ちました。

そして何より、法科大学院で築くことができた人間関係は、私にとってかけがえのない財産です。法科大学院で学ぶことができて、本当に幸せだったと思います。

- ▶平成16年  
東京大学法学部卒業
- ▶平成18年  
東京大学法科大学院修了
- ▶同  
司法試験合格
- ▶平成20年  
判事補任官







## 地引 彩乃 (じびき あよの)

東京地方検察庁検事

# 法科大学院から 始まった夢の実現

### ■ 検事へのあこがれから法科大学院へ

私は、幼いころ、テレビドラマをきっかけに検事の仕事を知って漠然としたあこがれを抱きました。大学卒業後の進路を選択するに当たり、検事へのあこがれと法律の面白さに魅かれ、改めて法律家になりたいと強く感じるとともに、より深く、より専門的に法を学びたいと考え、法科大学院進学を決意しました。

法科大学院では、法律の基礎科目以外にも多様なカリキュラムが設けられており、法科大学院への入学を機に、今一度自分自身と向き合い、弁護士や裁判官の道も含め、自分がとるべき進路を見極めたいと考えました。

そのため、法科大学院を選ぶに当たっては、多様な進路選択の可能性に対応できるカリキュラムが整っていることを重視し、慶應義塾大学への進学を決めました。

法科大学院の学費等は、大学の教育ローン制度や日本学生支援機構奨学金制度を利用して工面しました。

### ■ 充実した法科大学院での生活

法科大学院の授業は、教員と学生とのやりとりを中心としたソクラテス・メソッドで行われ、授業内容も、判例の内容や学説を深く掘り下げて検討したり、現実に起こり得る具体的な事例を法的に検討するなど、法的思考力を養うことに重点が置かれていました。授業中の先生方の解説や友人の発言を聞いて、自分の理解不足を痛感し、落ち込むこともしばしばでしたが、刺激にあふれていました。

また、法律実務家によるワークショップでは、実務の最先端を知ることができました。私は、金融法務ワークショップを選択し、グループ討論やロールプレイングを通じて、企業における資金調達や投資の手法などを学びました。学生にとっては全く未知の領域であり、授業の度に知識のシャワーを浴びている感覚でしたが、第一線で活躍される先生方による授業を通じて、実務の様子を具体的にイメージすることもでき、とても貴重な科目だったと思います。

また、教員と学生との距離も近く、先生方には授業後の質問に親身に答えていただいたり、時には進路の相談に乗っていただけたのも魅力のひとつでした。また、学生の学習に対する意欲もとても高く、法科大学院生専用の自習室では、早朝から深夜まで多くの学生が自習に励んでいました。学習が思うようにはかどらず落ち込む時も、友人たちが頑張る姿を見て、自分も負けまいと闘志が湧きました。

司法試験の受験に当たっては、むやみに手は広げず、授業のレジュメやノート、各科目の基本書などを用いて授業の復習を十分に行うことに努めるとともに、友人と自主ゼミを組

み、新司法試験の過去問や演習問題を起案し、互いに講評するなどしました。

### ■ 法科大学院での経験が検事としての礎に

私が、最終的に検事を目指すことに決めたのは、法科大学院2年生の時でした。卒業後の進路について悩む中、法科大学院のカリキュラム等を通じて交流した検事から、「自分が正しいと思ったことをとことんやればいい。それが検事の仕事だから」と言われたのがとても印象的で、自分の思う信念に従って仕事ができる、自分の手で事件の真相を追究できるところに心動かされ、検事を志望することにしました。

検事を志望すると決めてからは、自然と刑事法への興味が強くなりました。

裁判官、検察官、弁護士の法曹三者によって行われる「刑事実務基礎」の講義では、具体的な事件教材を用いて模擬裁判を行うとともに、法曹三者それぞれの立場に立って、刑事手続の流れや事実認定の手法などについて学びました。

実務の最前線に立つ先生方の講義を通じ、条文ひとつとっても、刑事手続において重要な機能を果たしていることに気付かされ、刑事手続や条文のより深い理解につながりました。また、事実認定の手法はそれまで学んだ経験がなく、数多の証拠の中から判断に必要な事実を拾い上げ、いかにして合理的に事実を認定するかに大変苦心しました。実務についてみると、基本的な条文の知識や事実認定の手法がいかに重要かを痛感する日々であり、この時学んだことが、まさに今の私の礎となっています。

今、改めて法科大学院での生活を思い返すと、勉強が辛いと感じることも多々ありましたが、当時お世話になった先輩検事や、共に切磋琢磨して受験を乗り越えてきた友人たちの存在が、今の私を支えてくれていると感じ、感謝の気持ちでいっぱいです。



- ▶平成18年  
早稲田大学法学部卒業
- ▶平成21年  
慶應義塾大学大学院  
法務研究科修了
- ▶同  
司法試験合格
- ▶平成22年  
検事任官

犬飼 俊哉 (いぬかい しゅんや)

弁護士 (兒玉法律事務所)



# 法 科 大 学 院 の 魅 力

## ■ 法律の素人が法科大学院へ

私は、大学では文学部歴史文化学科に籍を置いていました。しかし、歴史という学問に面白さは感じていたものの、実社会とのリンクを感じることができず、歴史という学問を自分の専門分野にしようという気持ちが湧いてきませんでした。

そのように進路に悩んでいたところ、法科大学院制度ができ、知人の司法書士の方のすすめもあって、新たな分野に挑戦してみることにしました。

ただ、このとき、私は「六法」が何かを言えないほど、法律についての知識がありませんでした。「法律」という学問が自分に合っているのかも分からず、司法試験に失敗したときのこと考えると費用をできるだけ抑えたかったので、実家から通える広島大学の法科大学院に未修者として入学しました。

## ■ 法科大学院での生活

私は法科大学院で初めて法律を学び、すぐに法律という学問に魅せられました。未修者コースでは、最初に法律の基礎的な知識を習得し、理解を深めるための勉強をしました。2年生や3年生の時は、基礎知識・理解を踏まえた上で、実務的な問題までしっかり勉強しました。そして、ただ単に講義を受けるだけでなく、先生や仲間とともに、授業後に構内の庭で、授業で問題として取り上げられた点について議論をする機会に恵まれました。これは、少人数の地方の法科大学院だからこそできることだったと思います。今考えると、このときに多くの議論の場を持てたことにより、理論的問題・実務的問題のどちらもしっかり考える経験を積めたのだと思います。

その後、私は、司法試験に合格し、司法修習を終えた後、法科大学院在学中に知り合った弁護士が経営する広島市内の法律事務所に勤務することになりました。

- ▶ 平成15年  
東京大学文学部歴史文化学科東洋史専修課程卒業
- ▶ 平成20年  
広島大学大学院法務研究科修了
- ▶ 平成21年  
司法試験合格
- ▶ 平成22年  
弁護士登録  
兒玉法律事務所



## ■ 思い出の事件 ～法科大学院の仲間と共に～

弁護士になってからは、交通事故や企業間の紛争解決を中心に業務を行っています。一方で、勤務先の所長からは、複雑だけれども報酬が期待できないような事件でも、自分が興味のある事件なら思うようにやって良いと言われていました。そのため、私は、法科大学院で勉強した法律のなかで理論面から最も興味を持った刑事関係の事件で、難事件とされているもの(いわゆる否認事件や、弁護人の接見問題に関する国家賠償請求など)にも取り組んでいます。

その一例として、同じ法科大学院を修了し、広島県内で働いている他の弁護士2人と弁護団を組んで争った刑事事件があります。その刑事事件は、裁判の対象となっている犯罪全部について、被告人が「自分が行ったのではない」と無罪を主張する事件でした。私たち3人は、まさに学生時代と同じように議論を重ね、意見をぶつけ合って事件の方針を決めていきました。また、法律上の問題点が生じて結論がまとまらなかったときに、法科大学院時代に講義を受けた刑法の教授に電話で質問したこともありました。さらに、裁判の中で行う尋問も互いにフォローし合い、連携して被告人の弁護を行いました。こうして、私たちは困難な事件を協力して乗り切り、その結果、被告人は無罪の判決を受けることができました。無罪判決を獲得した日の夜、法科大学院時代の経験や交流がこの結果に結びついたなどと話しながら3人でお酒を飲んだことは、今後もずっと忘れたいと思います。

## ■ 法律家を目指す方へのメッセージ

法科大学院での経験は、日々の業務の様々な点で生きていくと思います。例を挙げるときりがありませんが、多くの事件で当事者の間の事実の認識の違いから揉めごとが生じるだけではなく、法律の解釈や考え方が問題となることがあります。それでも、法科大学院で基礎から最先端にわたる法律の知識や理解を深めることができたことで、法律の問題点を理論的に考え、その理論に基づいて問題となっている事実を解決していくことができるようになったと思います。また、法科大学院で多くの人と議論し、意見を聞く経験を重ねたことで、仕事や弁護士会の活動の中でも、すすんで議論に参加し、かつ意見を聞くことができるようになったと思います。

法律家を目指す皆さんには、是非法科大学院で法律の面白さ、理論的問題と実務レベルでの問題のつながりを学ぶだけでなく、そこでできる人間関係をもとに、議論をし、意見を聞いて、自分の中の理解を深める能力を身につけて欲しいと思います。





## 山崎 健介 (やまざき けんすけ)

弁護士 (ノーサイド法律事務所)

# ベンチャー企業 から法律家へ

### ■法科大学院に進むまで

私が法律家に興味を持ったきっかけは、最初は、映画や小説 (特にジョン・グリシャムの作品) に出てくる弁護士がカッコいいと感じたという程度の思いでした。法律家に漠然としたあこがれを抱いて法学部を選んだものの、正直、学生時代はラグビーに明け暮れていました。そのような生活の中、司法制度改革の柱としての「法科大学院」に関する構想を聞きました。「試験エリートだけでなく、多種多様な経験を持った人物を、長期的な視点をもって教育する」というコンセプトに魅かれ、具体的な進路として、法律家の世界に関心を持つようになりました。

とはいえ、法科大学院制度の開始はその3~5年後だったので、それまでに法律の勉強をして準備をする、ということも考えたものの、新制度の趣旨にのっとり「多種多様な経験」を積むことを優先させることにしました。短い間に経験を積むなら、大企業よりもベンチャー企業、多くの人と会うことのできる営業職、というイメージで進路を模索し、当時株市場間近で、勢いのあった株式会社ウェザーニューズという民間の気象情報会社の門を叩きました。

3年間の社会人経験を経て、2004年、法科大学院の開設のタイミングで退職しましたが、この3年間は大変エキサイティングでした。人の話を聞く、そこから真のニーズを考える、これに対する解決法を検討する、それを分かりやすく説明する、というような経験は、そのまま現在の業務に役立っています。

### ■法科大学院で身につけた考える力

法科大学院入学後の生活は、社会人時代とは違った意味で、充実したものでした。多様なバックグラウンドを持つ同級生、少人数・双方向の授業、そして何より、学生も先生方も事務スタッフもみんなが一つの方向を向いて努力しているという環境がありました。このような環境だからこそ、3年間頑張れたのだと思っています。

学修のスタンスは人によって様々でしたが、私は、記憶することが大の苦手であったことと、尊敬する先生方からアドバイスを頂いたことから、とにかく基本を大事にすること、記憶ではなく自分の頭で考えて理解すること、それを自分の言葉で説明できるようにすることなどを意識していました。そして、法科大学院での授業を大切に、予習と復習に大きな時間を費やしました。

とはいえ、司法試験の準備にあたっては、最低限の「記憶」が必要になる場面もありました。司法試験の短答式試験の対策は、本当に苦しかったです (今でも「本当は短答に合格し

ていなかった」という悪夢を時々見ます)。一方、論文式試験の最中には、論文を書きながら、何度も法科大学院の授業中に先生方が仰っていたことや、仲間と議論した場面を思い出していました。私にとっての司法試験は、法科大学院の卒業試験だったのだと、今でも思っています。

### ■企業法務の世界

私は、法科大学院時代にお会いした実務家の先生方のお話や、在学中に参加した短期海外留学の経験、そして法律事務所が主催するサマークラークでの経験から、企業法務を中心とする弁護士を志望するようになり、縁あって海外に本拠を置く法律事務所に参加することになりました。M&A や国際取引、訴訟など多様な企業法務に携わりつつ、自分の経験を後輩に伝えたいと考えたことから、中央大学法科大学院で、未修者コースの一年目の方々と一緒に勉強する「実務講師」となり、現在でも続けています。

そして2012年4月、自分の大好きなラグビーの言葉を取って「ノーサイド法律事務所」を開業しました。現在は、中小企業法務を中心に、家事事件、建築・不動産関係、スポーツ・エンターテインメント法務など、幅広く業務をおこなっています。

実務で出会う未知の問題に対応するときに、法科大学院での経験が役に立っていると実感することがあります。法律知識を前提に、関係当事者の様々な意向や利害関係を踏まえて、解決方法を考え、それを伝える、といった場面は、まさに、法科大学院の授業における先生方との質疑応答や、仲間たちとの議論の場面に近いと思っています。

おそらく、法科大学院の制度がなければ、私は弁護士にはなっていないかもしれませんし、そもそも法曹の道を目指すこともなかったのではないかと思います。法科大学院自体にも、そこで出会った方々にも本当に感謝していますし、今後も様々な形で、恩返しをしていきたいと考えています。



- ▶平成13年  
青山学院大学法学部卒業
- ▶平成19年  
中央大学法科大学院修了
- ▶同  
司法試験合格
- ▶平成20年  
弁護士登録 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所
- ▶平成24年  
ノーサイド法律事務所

吉野 直樹 (よしの なおき)

文化庁長官官房著作権課法規係長



## 行政官として法律の 専門性を武器に

### ■ 法律家を目指したきっかけ

私が法律家になることを意識し始めたのは大学4年生のころです。私は塾講師のアルバイトや大学での勉強を通して、教育の分野に強い関心を抱いていたのですが、そこで自分の能力をさらに生かして社会に貢献するためには、「武器」（自分だけの強み）が足りないと感じていました。そのような中、法科大学院制度が創設されたという話を聞き、また、実際に実務家教員としてご活躍されている弁護士の方の話を伺う中で、自分も法律家としての専門性を身につけ、それを武器に教育の分野で活躍したいと思うようになりました。

### ■ 法科大学院入学から司法試験まで

私は理系出身でしたので、法科大学院の未修者コースに進学することにし、4校を受験しました。特待生として授業料の減免を提示してくださる学校もありましたが、結局、学部出身校であり、教授陣も充実している京都大学の法科大学院に進学することにしました。

経済面での負担については、私はアルバイトを通して多少の蓄えがあり、その蓄えをあてるなどして工面しました。

学部で法律を学んでいない者にとって、法科大学院での3年間は言うまでもなくハードです。しかし、法科大学院では、充実したカリキュラムのもとで、司法試験合格に必要な力だけでなく、その後法律家として必要となる素養を身につけることができます。例えば、法社会学では法律の果たす社会的役割を見つめなおすことを学びましたが、これは国家公務員として日々の実務（特に立法関係）をこなす上でも重要な視点となっています。また、現役の弁護士や特許庁の元審判官の方々によるゼミでは、単なる机上の理論にとどまらない、実務のダイナミズムを存分に味わうことができ、それは今でも私の貴重な財産となっています。また、学生の結束が強いことも法科大学院の魅力の一つでしょう。少人数グループでの発表を課す授業も多いため、自然と勉強仲間ができます。

#### ▶ 平成17年

京都大学総合人間学部  
基礎科学科卒業

#### ▶ 平成20年

京都大学法科大学院修了

#### ▶ 同

司法試験及び国家公務員  
I種試験（法律職）合格

#### ▶ 同

文部科学省入省

#### ▶ 平成24年

文化庁出向



特に未修者コースは、理系学部出身者や建築士など、多彩なバックグラウンドをもった方がおり、彼らとの交流によって視野が広がります。

司法試験の準備については、入学当時、ある教授から「未修者は1年で既修者に追いつこうとするのではなく、3年かけて追いつくつもりで長期的・計画的に学習するように。」と言われていたこともあり、当初から自分なりに計画を立てて準備しました。具体的には、3年次前期までは授業によるインプット及び司法試験の傾向と対策の分析を中心とし、授業が少なくなる3年次後期からはアウトプットを中心に徹底的に問題集等をやり込みました。

### ■ 教育行政の道へ

私はもともと教育の分野で社会に貢献したいと考えていたので、例えば弁護士兼法科大学院の実務家教員として法教育に携わる道を考えていました。しかし、より大きな視点で我が国の教育に携わる道として、文部科学省の職員になるという道にも興味を抱き、業務説明会に参加するなど情報収集を行いました。そして官庁訪問で実際に職員の方々から熱い思いで教育に取り組んでいる姿に感動し、是非彼らと一緒に仕事をしたいと思って文部科学省に入省しました。

入省後は、30年ぶりの学級編制基準の見直し（小学校1年生の35人以下学級の導入）や、著作権分野における出版権の見直しなど、様々な法改正に携わったほか、コミュニティ・スクールや学校選択制、小中一貫教育など、新しい課題に関する企画立案にも関わる機会をいただいています。

### ■ 法律専門家の行政官として

私は現在、文部科学省の外局である文化庁で著作権法制に携わっています。業務としては法改正に向けた作業（内閣法制局の審査等）のほか、審議会の運営や国際条約への対応等多岐にわたります。著作権法は法科大学院生のころから学んでいた分野であり、当時の先生方と仕事上で交流することも多々あります。

このように法科大学院で学んだことが直接的に生きるのは珍しいかもしれませんが、国家公務員は立法（特に内閣提出法案）にコアスタッフとして携わる機会が多く、法科大学院で学んだリーガルマインドを存分にいかせる環境となっています。

立法の与える社会的インパクトの大きさは、国家公務員の大きなやりがいです。この文章を読んだ皆さんとともに、国の未来をつくる仕事に取り組める日を楽しみにしています！



## 高山 佳奈子

(たかやま かなこ)

## 法科大学院で世界に通用する専門性を身につける

### ■法科大学院で得られるもの

科学技術の発展により、人間社会には日々新たな可能性と問題が生まれています。また、グローバル化の進展により、旧来の日本のやり方が通用しない場面が増えてきました。こうした世界情勢の中、あなたはどんな人生を思い描きますか？ いつどのような試練に直面するかわからないとき、確たる法律家の視点で道を切り開ける人材を育てたい。こんな思いで、私たちは若手法律家を養成しています。

過去に起きたことを覚えるだけでは、新しい問題に対処する能力は身につけません。理論的な分析力と思考力を自分のものにすることが必要なのです。法科大学院では、対話型の授業を通じて、基本知識を確認するとともに応用を考えることで、法律家としての実力を養っていきます。また、1つの専門分野で知見を深めるだけでなく、主要法分野のすべてを学習することによって、法制度全体がうまく機能するかどうかを視野に入れた問題解決が可能になります。実務科目の学習を経て、実務上の有効性をねらいつつ、基本理念を最新の論点への取組みに応用する戦略を考えます。こうした総合的なトレーニングのできる場は、法科大学院においてほかにありません。

### ■リーガルマインドを備えて世界へ

法科大学院修了者は、裁判官・検察官・弁護士や公務員、企業内法律家、法学研究者など、さまざまな方面に進んでいますが、どの職業に就く場合でも、こうした素養としてのリーガルマインドは決定的な武器になります。

私は29歳まで外国で生活した経験がありませんでしたが、現在は国際刑法学会で役員を務め、世界各国の法律家に会っています。そこで思うのは、いくら英語が上手でも、専門分野の実力がなければ何にもならないということです。また、諸外国の人たちは英語が上手そうに見えて、意外に文法や発音の誤りを犯しているものです。日本で大学受験を経験した人のレベルならば、自信をもって情報発信してよいのです。ぜひ、多くの方々に日本の法制度の優れた点を学んでいただき、法律家として広く国際社会にはばたいて行ってほしいです。



京都大学法科大学院教授（刑法）  
国際刑法学会事務総長補佐

## 森下 哲朗

(もりした てつお)

## 法科大学院で学ぶ知識とスキル

### ■法律家に求められる知識とスキル

現代社会において、法について専門的な知識とスキルを持った人材が活躍できるフィールドはとても多様です。法曹や公務員、企業の法務部員のほか、経営者、政治家、国際組織やNPOのスタッフ等、法科大学院で学んだ方の活躍の場は広がっています。

どのようなフィールドで活躍するにしても、大切なことがあります。ここでは、三点だけあげたいと思います。一つは、予防法務の視点です。法学部の授業では裁判例を題材に紛争をどう処理するかに重点を置いた授業が行われがちですが、実際の社会ではどう紛争を予防するかといった観点からの法務の方が重要といっても過言ではありません。第二に、自分で調べ考える力です。現代社会では次々に複雑な問題や新しい問題が発生しています。それらに直面したときに、自分で調べ、考えて、何とかして解決への道筋を探すことのできる力が大切です。第三に、優れたコミュニケーション能力です。法律家の仕事は人と話すことによって成り立っています。人の話を聞き、人に上手く伝えることができない人は、活躍することは難しいでしょう。

### ■法科大学院の授業

私の担当する国際取引法の授業では、紛争解決だけではなく、将来のトラブルを防ぐためにどうしたらよいかを議論します。金融法の実務演習では、弁護士教員とともに、教員も悩む難しいケースについて、学生が弁護士役となり、自分で調べ考えた結果を、顧客役の教員にアドバイスしてもらいます。また、コミュニケーションや交渉について、弁護士の教員とともに、ロールプレイを交えてトレーニングするクラスも提供しています。法科大学院では、実務家教員と共同で授業をすることで、より広い視野からの教育が可能となっています。

勿論、法科大学院が提供できるものは、これに限られません。どのクラスでも、多様な可能性と高い志を持つ皆さんを、少人数教育でみっちり鍛えます。法科大学院は、皆さんが、将来、法律を武器に活躍するために自分を磨く場なのです。



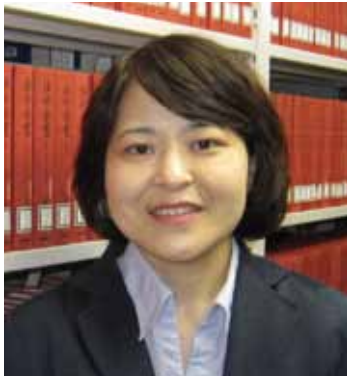
上智大学法科大学院教授  
(国際取引法、金融法実務演習等)

## 法律家としての力を磨く

**伊藤 由紀子**  
(いとう ゆきこ)

### ■ これからの社会で求められる法曹像

紛争は誰の身にもふりかかるものですが、今日では、インターネット等で、法律の専門家以外の方でも、紛争に関する具体的な法律知識を簡単に獲得できるようになりました。また、権利意識が高まり、価値観が多様化し、専門が分化した私たちの社会は、高度に知的で自由で快適である反面、生起する紛争は、より複雑かつ専門化し、先鋭的になっていく傾向にあります。今日法律実務家は、このような険しい紛争の中に分け入り、法律知識で武装化され、あるいは先鋭化した紛争に対して、説得力のある解決の道筋を示さなければ



なりません。「司法試験に合格した法律家」という肩書や威光だけで紛争を予防し解決することはできません。

### ■ ロースクールにおける授業

ロースクールの民事訴訟実務の基礎の授業は、法律

知識を学ぶだけではなく、それを使って現実の紛争を予防し解決するためのスキルを身につけることを目指しています。そのために、教科書的な事案に法律の条文・判例をあてはめて正解を得て満足するのではなく、社会の生の紛争を素材とした事案について、条文・判例をどのように適用するのか、結論を左右する重要な事実とは何か、重要な事実の存否について紛争当事者間に争いがあるとき、裁判ではこれをどのように取り扱うことになるのかを、具体的、段階的に学んでいきます。そして、将来、当事者に対し心から納得してもらえぬ情理を兼ねた説明ができるよう、授業の場で教員から質問して考えさせ、議論やレポートで表現を磨き、その過程で、法の趣旨を究明し事案の本質を洞察することを求めています。

### ■ これから法律家を目指す人達へ

社会に生起する紛争を予防し解決する法律実務家は貴重な社会的資源であり、法曹養成は重要な事業です。ロースクールは、その重要性を肌身で知る実務家を始めとする多様な経歴・専門を持つ教員が、情熱をもって学生を指導しており、法律実務家としての力を磨くのにふさわしい場であると思います。あなたもロースクールで自分の力を磨いてみませんか。

東京地方裁判所判事

中央大学法科大学院特任教授 (民事訴訟実務の基礎、総合事案研究)

## 実務へのかけはし ～実務家教員の立場から～

**粟田 知穂**  
(あわた ともほ)

### ■ 実務家から学んでほしいこと

法律家になるプロセスでは、司法試験合格後、司法修習において、「法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭による説得的な表現能力」を修得することが求められています。しかし、1年間の司法修習でこれら全ての能力を身につけることは容易ではありません。したがって、司法試験受験資格を得るための法科大学院において、これらの能力の土台部分、特に、法的分析能力と、事実認定能力の基礎部分について、しっかりと身につけてもらいたいと思っています。



私が慶應義塾大学法務研究科(法科大学院)で担当している授業のうち、「刑事実務基礎」という科目では、裁判官、検察官、弁護人の3つの立場から、事実認定の基本的な考え方や、事案に取り組む姿勢、実務の基本的な知識等を呈示しています。法科大学院3年

生にもなれば、法律知識についてはそれなりに身につけてきていますが、実務家のもの考え方については、経験がないせいか、初めとまどいを覚える学生も多いようです。しかし、私が担当したクラスの学生たちは、我々実務家教員の授業や、模擬裁判の準備などを通じ、わずか数か月の短期間で抜群の成長を示してくれました。その頼もしい姿を見ることは、私たち教員にとっても大きな喜びでした。

### ■ 法科大学院で学ぶメリット

法科大学院で学ぶメリットは多いと思います。十分な法的分析能力の修得に向けたカリキュラム、自ら考え表現する能力を修得するためのソクラテスマソッド(実際、法科大学院卒業生の口頭表現能力は高いです。)などももちろんですが、上記のとおり、実務の基礎が学べるという点は、司法修習をスムーズに開始する上でも大きなメリットです。また、共に学ぶ仲間が存在も大きいと思います。法科大学院制度開始前に法曹になった私の目にも、共通の目標に向かって励まし合い、支え合う仲間がいる法科大学院生の姿は、とてもうらやましく映っています。

東京高等検察庁検事

慶應義塾大学大学院法務研究科教授(刑事実務基礎、刑事訴訟法総合等)



## 池田 直樹

(いけだ なおき)

# 「解決力」ある法律家の養成を目指して

「先生、何とかここでお店の営業を続けていきたいのです。実は又貸した男性は内縁の夫なのです……。」ロースクールの教室で、無断転貸を理由に明渡を迫られている店舗の女性オーナーが、すがるような表情で学生に相談を持ちかけている場面。市民ボランティア扮する（模擬）依頼者が事件シナリオに基づいて、弁護士役の学生に事件を依頼するシミュレーション授業の1コマです。学生はリサーチ、チーム会議、相手方（学生）法律事務所との交渉、訴訟、和解交渉という課題に取り組みます。退去か営業継続か、筋書はありません。結果は学生の力量次第ですから、全員真剣です。

ここでいう力量とは、適切な法的見通しのうえに立って、解決の選択肢を示し、依頼者を納得に導く能力です。その養成のため、授業ではあえて論点が明らかだが結論は不明な事案を使います。学生は、過去の裁判例の判断基準や、問題の解決のポイントとなる事実の抽出など、事案の分析を行います。次いで、判決の見通し、金銭支払や謝罪を提案すべきかなど、紛争解決に向けた統合的思考を重ねます。弁護士同様に行動する体験（練習試合）を通じて、教員からプロの思考プロセス（方法論）を学ぶのです。

「おかげでお店を続けられ、本当にありがとうございました。」和解の成立を受けて、シミュレーションであることを忘れて互いに涙ぐみ、その後、どっと吹き出します。

同様に、私が担当してきた環境法クリニックでは、弁護士団会議での発表や廃棄物処分場や住民集会といった現場体験を提供してきました。

ロースクールは、社会との境目で、汗と涙と笑いを通して、法律家として一生使える基本的スキルと倫理観を生き生きと学ぶ場所でもあるのです。皆さん、ロースクールという「舞台」に立ってみませんか？



弁護士（弁護士法人あすなる・あすなる法律事務所）  
関西学院大学大学院司法研究科教授  
（ローヤリング、民事裁判実務、環境法演習等）

## 藤本 一郎

(ふじもと いちろう)

# 「司法試験合格」の先を見すえて

### ■幅広い専門性を身につける

私が神戸大学法科大学院で教えている「中国法」の授業では、中華人民共和国の基本的な法令を中心に学習しつつ、いくつかの発展的な学習を行います。特に、本年は実務的な契約（日中間の合弁契約書）の検討とディスカッションを行いました。

「中国法」は、司法試験科目ではなく、司法試験だけを考えれば不要な授業です（他大学も含め、私が担当する4講義のうち、3つは司法試験に直接関係のない授業です）。しかし、このような授業は、近ますます国際化している企業とそのビジネスをサポートする弁護士の国際業務を知るのには最適の授業の一つだと思います。私自身、英語や中国語を常に使いながら、中国法を始め、様々な外国法令も頭に入れながら弁護士業務を行っています。そういった実務のエッセンスを学生に伝えるように意識しています。つまり、私の授業は、「司法試験合格の先」を見すえています。

また、「中国法」の理解のためには、比較法的な学習が必要となる場面があります。同じ「会社法」でも、日本法と中国法はこう違う、ということを理解することで、むしろ日本法の特徴が良くわかり、間接的に主要な科目の勉強にも資するのです。

### ■未来の自分のイメージ

最近、法科大学院ではなく予備試験を経由して司法試験に合格する方が増えているようです。私自身旧司法試験の合格でしたし、学費を払って、2～3年の時を使い法科大学院に通うことに戸惑う気持ちは分かります。しかし、法科大学院では、沢山の実務家教員、沢山の「未来の自分候補」と出会うことができます。将来、法曹として、どのような活躍ができるか、具体的にイメージすることができます。この具体的なイメージが、長期戦である司法試験のモチベーションを刺激します。結果的に、実務家から大きな刺激を受けることができる法科大学院に通う方が、司法試験にも、その先のことを考えるのにも、有利だと思います。

皆さんが法科大学院に入学され、実務の先端に触れてくれることを楽しみにしています。



弁護士・ニューヨーク州弁護士・カリフォルニア州弁護士  
（弁護士法人淀屋橋・山上合同）  
神戸大学法科大学院非常勤講師（中国法）  
京都大学法科大学院非常勤講師（渉外契約演習）  
同志社大学法科大学院非常勤講師（アジア法、コーポレート・ガバナンス）

## ～法科大学院出身者の活躍～

**伊東 啓**  
(いとう けい)

### ■高い専門性と総合力が求められる業務

当事務所は、国内外を問わず、ビジネス法務分野全般に及ぶ幅広い業務を行う総合法律事務所です。とりわけ、複数の専門分野にまたがる総合的な能力が必要とされる案件、高度の専門性が要求される先端的な案件、短期集中的な機動力の発揮が必要とされる案件などについて高い付加価値を有する法的サービスを提供しています。

当事務所は法科大学院出身者を第1期修了生から採用しており、2014年8月1日現在、法科大学院出身の弁護士が166名在籍しています。冒頭で述べたような法的サービスの提供のため、当事務所の若手



弁護士  
(西村あさひ法律事務所)

弁護士にも、徹底した法的調査、分析、議論、事実認定、起案等の力が求められます。これらに必要な基礎的な素養は、一定期間の集中した総合的な学習により養われるものであり、法科大学院ではその機会が十分に提供されていると思います。また、法科大学院では、多数の実務家教員と身近に

接したり、企業や法律事務所へのエクスターンシップなどを通じて、ビジネス法務に触れる機会も多く、視野を広げることが期待できます。

### ■多様な分野での法科大学院出身者の活躍

私は主として金融分野を専門とし、とりわけ欧米や中国を中心に国際取引案件に従事しています。この分野でも法科大学院出身者は大いに活躍しており、証券発行などの金融分野特有の業務にとどまらず、紛争解決、独占禁止法、労働法など様々な分野で、それぞれが幅広く学んだ知識をいかんなく発揮しています。また、当事務所は国際業務分野の一層の強化を図っており、法科大学院出身者にも留学・海外研修を順次予定し、国境を越えた活躍を期待しています。

我々弁護士の世界は実に奥が深く、また業務の広がりがあります。この世界に入るべく大いに知的好奇心、探求心を高められるのが法科大学院の特性ではないでしょうか。私は当事務所で長く採用担当を務めて参りました。今後も、法曹としての基礎を固めつつ、大きな視野を持ち、いつかはグローバルに活躍できるような方々と、1人でも多くお会いしたいと思っています。

## 利益ある永続的な成長をめざして～企業法務に期待されること～

**杉山 忠昭**  
(すぎやま ただあき)

### ■企業法務の現場で求められる資質

私が担当する法務コンプライアンス部門は、法律領域における経営の羅針盤として予防・戦略法務を担うほか、問題を抱えて現場から相談にくる社員に適時的確な具体的対応を行うことで社内の信頼を得ているやりがいの大きな部署です。

企業は、すべてのステークホルダーとのwin-winの関係の中で、利益ある永続的な成長をめざして活動しています。しかし、ひとたびトラブルが発生すると、対応に要するエネルギーは膨大なものとなるため、企業法務においても、対処・



花王株式会社執行役員  
(法務・コンプライアンス部門統括、情報システム部門担当)

臨床法務だけでなく、予防法務が重要となっています。訴訟に勝つより、訴訟が起こされないよう、日々の事業活動がトラブルなしに円滑に進むように事前の措置を講ずることが評価される業務です。

日々の事業活動では、会社法・労働法等の組織法規、

独占禁止法等の経済法規、知的財産関連の技術法規等のあらゆる分野において、対処・予防・戦略というすべてのステージで具体的な対応が要求され、かつ、常に新しい法領域が加わってきます。一人の知識・経験でカバーできるものではありません。法務スタッフは、チームメンバーと協働し、他のメンバーの知識・経験も利用して、あらゆる局面に対応するチーム力の一員であることが期待されています。

### ■法律家を目指す方へのエール

花王では、2名の法科大学院出身の弁護士が、そこで得た高度な法律知識を駆使して、株主総会の運営、ガバナンス、契約審査等を担当しています。そのうち一名は昨夏に2年間の欧米ロースクール留学から帰任し、国際法務にその業務領域を拡大し、チームを引っ張ってくれています。皆さんには、法科大学院での学習をベースとして、企業法務の現場でのOJT、海外留学や(資格者にとっては)司法修習により、さらに法務担当者としての知識・技量の幅を広げ、活躍いただくことを期待するとともに皆さんへのエールとします。





あなたも

**法律家への第一歩**を

**法科大学院**で

踏み出してみませんか？

## 内閣官房 法曹養成制度改革推進室

---

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
中央合同庁舎第6号館

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso\\_kaikaku/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/)